

広島県の最低賃金



広島県最低賃金

時間額 **1,085** 円

(令和7年11月1日発効)

- 広島県最低賃金は、広島県内で働くすべての労働者に適用されます。年齢・性別・雇用形態(臨時・パート・アルバイト等)を問いません。なお、下記の産業に該当する事業場で働く労働者にはそれぞれの「**広島県特定(産業別)最低賃金**」が適用されます。ただし、
- ① 年齢 18 歳未満又は 65 歳以上の者
 - ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
 - ④ 下記の産業において「**特定の軽易業務**」に主として従事する者
- には、「**広島県最低賃金**」が適用されます。
- 出入国管理及び難民認定法に基づく「**技能実習生**」は、当該業務に一定の経験を有しているものであるため、②の「**技能習得中のもの**」に該当しません。
- 派遣就労中の労働者については、派遣先事業場に適用される最低賃金が適用されます。

広島県特定(産業別)最低賃金 (業種名は日本標準産業分類(令和5年7月改定)による)	時間額	発効年月日	上 記 ④ の 特 定 の 軽 易 業 務
広島県製鉄業・鋼材、鉄鉄鋳物、可鍛鉄鋳造業、その他の鉄鋼業最低賃金 ※高炉によらない製鉄業等を除く	1,179円	令和 7.12.31	
広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 ※民生用電気機械器具製造業等を除く	1,110円	令和 7.12.31	部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、かえり取り、鑄ばり取り、かしめ、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務
広島県自動車・同附属品製造業最低賃金	1,105円	令和 7.12.31	卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行うばり取り又ははんだ付けの業務

下記の特定(産業別)最低賃金は、改定されるまでの間は広島県最低賃金を下回るため、令和7年11月1日から**広島県最低賃金時間額 1,085 円** が適用されています。

広島県特定(産業別)最低賃金 (業種名は日本標準産業分類(令和5年7月改定)による)	時間額	発効年月日	上 記 ④ の 特 定 の 軽 易 業 務
広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金 ※製缶板金業を含む	1,085円	令和 7.11.1	卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、鑄ばり取り又はかしめの業務
広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 ※建設用ショベルトラック製造業を除く	1,085円	令和 7.11.1	卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、鑄ばり取り又はかしめの業務
広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	1,085円	令和 7.11.1	卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、鑄ばり取り又はかしめの業務
広島県自動車小売業最低賃金 ※二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く	1,085円	令和 7.11.1	

広島県特定(産業別)最低賃金	時間額	発効年月日	備考
広島県各種商品小売業最低賃金 ※衣、食、住にわたる商品を小売するもので、その性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所(百貨店、総合スーパー等)	1,085円	令和 7.11.1	<u>左記の特定(産業別)最低賃金は、令和4年10月1日から、広島県最低賃金が適用されています。</u>

最低賃金に算入しない賃金 (1) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当 (2) 時間外、休日及び深夜の割増賃金
(3) 臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

最低賃金に関するお問い合わせは広島労働局賃金室、最寄りの労働基準監督署までお願いします。

広島労働局賃金室 Tel 082-221-9244 広島中央労働基準監督署 Tel 082-221-2460 呉労働基準監督署 Tel 0823-22-0005
福山労働基準監督署 Tel 084-923-0005 三原労働基準監督署 Tel 0848-63-3939 尾道労働基準監督署 Tel 0848-22-4158
三次労働基準監督署 Tel 0824-62-2104 広島北労働基準監督署 Tel 082-812-2115 廿日市労働基準監督署 Tel 0829-32-1155

広島労働局 (R7.11)



賃金引上げに関する支援

1_業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象です。

- ・お問合せ先 広島働き方改革推進支援センター TEL 0120-610-494
- ・申請先 広島労働局 雇用環境・均等室 TEL 082-221-9247
〒730-8538 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第2号館5階

2_広島県賃上げ環境整備支援事業補助金

賃金の引き上げと、生産性向上に資する設備投資に取り組み、国の業務改善助成金の支給を受けた県内の中小企業等に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

- ・お問合せ先 広島県商工労働局雇用労働政策課 広島県賃上げ環境整備支援事業補助金担当
〒730-8511 広島市中区基町 10-52 TEL 082-513-3411

3_キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

- ・お問合せ先 広島労働局 職業安定部職業対策課 TEL 082-502-7832
〒730-0013 広島市中区八丁堀 5-7 広島KSビル4階

4_働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

- ・お問合せ先 広島労働局 雇用環境・均等室 TEL 082-221-9247

5_人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等（賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）の導入や雇用環境の整備（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

- ・お問合せ先 広島労働局 職業安定部職業対策課 TEL 082-502-7832

支援策の詳細は、IP等をご確認ください。

2以外の詳細
はこちら→



2の詳細は
こちら→



その他の「最低賃金・賃金引き
上げに向けた支援策」につい
ては、こちら（特設ページ）→



● 中小企業・小規模事業者の状況に応じた支援策の提案(相談窓口)

広島働き方改革推進支援センター

中小企業事業主からの賃金引上げに向けた助成金や労務管理等に関する相談に対して、無料で労務管理等の専門家(社会保険労務士等)による窓口等での支援や訪問支援(原則3回まで)を行います。

- ・ご相談窓口 広島働き方改革推進支援センター TEL 0120-610-494
〒732-0827 広島市南区稻荷町 4-5 尾崎ビル 803

